

自殺対策は「生きる支援」



鹿児島市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない
いのち支える鹿児島市をめざして～



鹿児島市

はじめに



我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える状態が続いていましたが、平成21年以降は減少傾向にあり、平成28年には約2万2千人となっております。その一方で、他の先進国と比べ自殺死亡率は高い水準にあり、依然として深刻な状態が続いています。

このような中、本市では、平成20年度から自殺対策事業に取り組むとともに、自殺予防の啓発や自殺対策を担う人材の育成、安心安全なまちづくりを目指し、平成25年度には、自殺対策をセーフコミュニティにおける重点分野の一つと位置づけ、関係機関や庁内の関係部署と連携・協力のもと、各種施策を積極的に進めてまいりました。

そしてこの度、改正自殺対策基本法（平成28年4月施行）において、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられたことを機に、「鹿児島市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのないいのちを支える鹿児島市を目指して～」を策定いたしました。

本計画では、市民が健康で生きがいを持って、地域で安心して暮らすことのできる「いのちを支える鹿児島市」を目指し、本市のこれまでの自殺対策の取組をさらに全庁的に展開し、総合的に推進することとしています。

今後は、本計画のもと、国、県をはじめ、関係機関との連携をさらに強化するとともに、市民の皆様と一体となった取組を展開してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やお力添えを賜りました鹿児島市自殺予防対策委員会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメント手続きにご協力いただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

鹿児島市長 森 博幸

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
5. 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

第2章 鹿児島市の自殺の現状

1. 10のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
2. 自殺者数と自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
3. 中核市の自殺死亡率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
4. 年代別自殺者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
5. 年齢階級別の死因順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
6. 年代別・性別の自殺死亡率と自殺者数・・・・・・・・ P 7
7. 同居人の有無別・性別・年代別の自殺死亡率と自殺者数 P 8
8. 男女別にみた有職者と無職者の割合とその内訳 P 8
9. 仕事の有無別・性別・年齢階級別の自殺死亡率 P 9
10. 対策が優先されるべき対象群・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

第3章 自殺対策における取組

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
 - (1) 生きることの包括的な支援として推進・・・・・・・・ P10
 - (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開 P10
 - (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 P11
 - (4) 実践と啓発を両輪として推進・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
 - (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進 P11
2. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
3. 5つの基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
 - 基本施策1 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・ P13
 - 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・ P14
 - 基本施策3 市民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
 - 基本施策4 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・ P18
 - 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 P19
4. 3つの重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
 - 重点施策1 生活支援と自殺対策の連動・・・・・・・・ P20
 - 重点施策2 高齢者の自殺対策の推進・・・・・・・・ P23
 - 重点施策3 勤務問題に関わる自殺対策の推進 P27

第4章 自殺対策の推進体制

自殺対策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P29

資料編

資料1 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31

資料2 生きる支援関連施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P32

資料3 相談窓口一覧（無料相談窓口カード掲載先）・・・・・・・・ P43

（注）本書の元号については、本計画策定時点のものを使用しております。

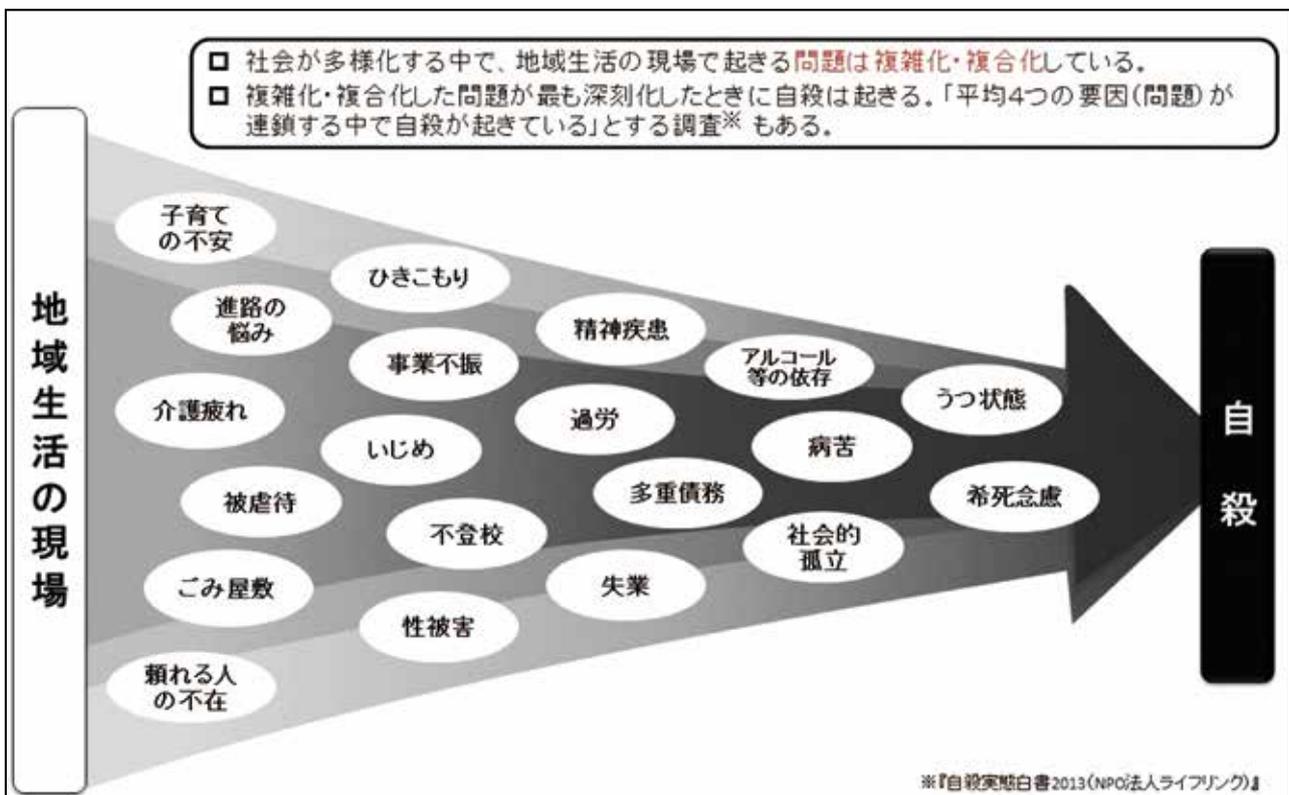
第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の平成28年3月には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2. 計画策定の趣旨

本市では、自殺対策基本法に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年7月に庁内の関係部署による「鹿児島市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、平成22年6月には市内の関係機関及び関係団体からなる「鹿児島市自殺対策ネットワーク会議」を設置するなど、取組を進めてきました。

その後、平成25年1月に、本市が、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティ（※）の国際認証の取得を目指すことになったため（平成28年1月に認証を取得）、平成25年5月に「鹿児島市自殺対策ネットワーク会議」を「（セーフコミュニティ）鹿児島市自殺予防対策委員会」に改編し、自殺対策を「安心安全まちづくり」の一環として、総合的に推進することとなりました。

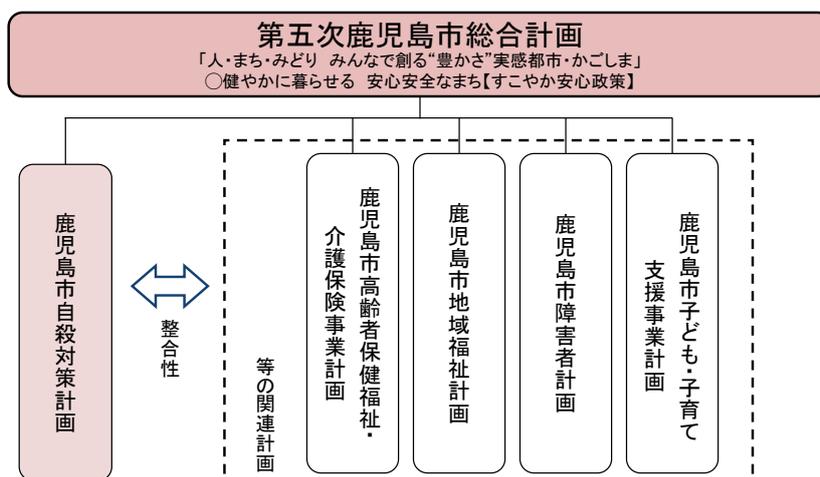
この度、改正自殺対策基本法において、すべての自治体に「自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、本市のこれまでの取組を全庁的な取組として更に総合的に推進するため、「鹿児島市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのないいのちを支える鹿児島市をめざして～」を策定しました。

※セーフコミュニティとは、「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」という考えのもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体等が協働して事故やけがを予防する取組、または、その取組を進めているコミュニティのことです。本市では、交通安全、学校の安全、子どもの安全、高齢者の安全、DV防止、**自殺予防**、防災・災害対策の7つを重点分野として取組を進めています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第五次鹿児島市総合計画」のすこやか安心政策における個別計画として位置付けるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。また、セーフコミュニティの推進における自殺予防分野の取組と補完し合うものです。



4. 計画の期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われていることから、本市の計画は、平成30年度からおおむね5年間とし、国の動きや自殺の実態、社会状況等の変化を踏まえ、内容の見直しを行うこととします。

5. 計画の数値目標

自殺対策基本法に示されている「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、平成38年（※）までに、人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成27年と比べて30%以上減少させることを、目標として定めています。※平成37年の自殺死亡率で評価する。

国の方針を踏まえ、本市の計画における目標値として、自殺死亡率を平成27年の13.9（人数は83人）から、平成37年までにおおむね30%減らし9.7（人数は約56人）にすることを目指します。

	平成17年	→	平成27年	→	平成37年
自殺死亡率	21.2	→	13.9	→	9.7
自殺者数	128人	→	83人	→	56人
人口	602,651人	→	598,099人	→	577,226人

※自殺死亡率、自殺者数は人口動態統計により算出。人口は、平成17年、27年は国勢調査（日本人のみ）、平成37年は国立社会保障・人口問題研究所中位推計（平成25年推計）を参照。

第2章 鹿児島市の自殺の現状

1. 10のポイント

- (1) 本市の自殺者数と自殺死亡率は、全国や鹿児島県と同様に年々減少傾向にある。
- (2) 平成28年の本市における自殺者数は、交通事故死者数の5倍に上る。
- (3) 本市の自殺死亡率は、全国の中核市の中では比較的低い(48市のうち32番目)。
- (4) 年代別の自殺者数は、多くの世代で減少傾向にあるが、20歳未満と40歳代、80歳以上においては微増している。
- (5) 年齢階級別の死因において、自殺は幅広い年齢層で上位に入っている。
- (6) 年代別・性別では、特に50、60歳代の男性の自殺死亡率が高く、かつ自殺者数も多い。80歳以上の男性の自殺死亡率も高い。
- (7) 同居人の有無別では、同居人ありの場合、男女とも20歳未満を除き全年代を通じて自殺死亡率はほぼ同率である。一方、同居人なしの場合、男性は年代を経るごとに自殺死亡率が上昇し、女性は年代を経るごとに自殺死亡率が低下する傾向がある。
- (8) 有職者と無職者の比率は、男性が44対56、女性が20対80である。
- (9) 仕事の有無別の自殺死亡率は、男性の場合、その差が大きく、無職の男性においては、年齢階級別の自殺死亡率にも大きな差がある。女性の場合、仕事の有無による自殺死亡率の差はあるが、それぞれにおける年齢階級別の自殺死亡率の差はない。
- (10) 平成24～28年の5年間で、本市において自殺者数が多い属性(性別・年代別・仕事の有無別・同居人の有無別)は、以下の3区分である。
 - I：40～59歳の男性の有職者で、同居人がいる人(自殺者全体の12.1%)
 - II：60歳以上の男性の無職者で、同居人がいる人(自殺者全体の11.1%)
 - III：60歳以上の女性の無職者で、同居人がいる人(自殺者全体の8.6%)

《参考》

本計画においては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用しているが、両者には以下のような違いがある。

(1) 調査対象の差異

「人口動態統計」は日本における日本人を対象とし、「自殺統計」は、総人口(日本における外国人も含む)を対象としている。

(2) 調査時点の差異

「人口動態統計」は住所地を基に死亡時点で計上し、「自殺統計」は、発見地を基に自殺死体発見時点(正確には認知)で計上している。

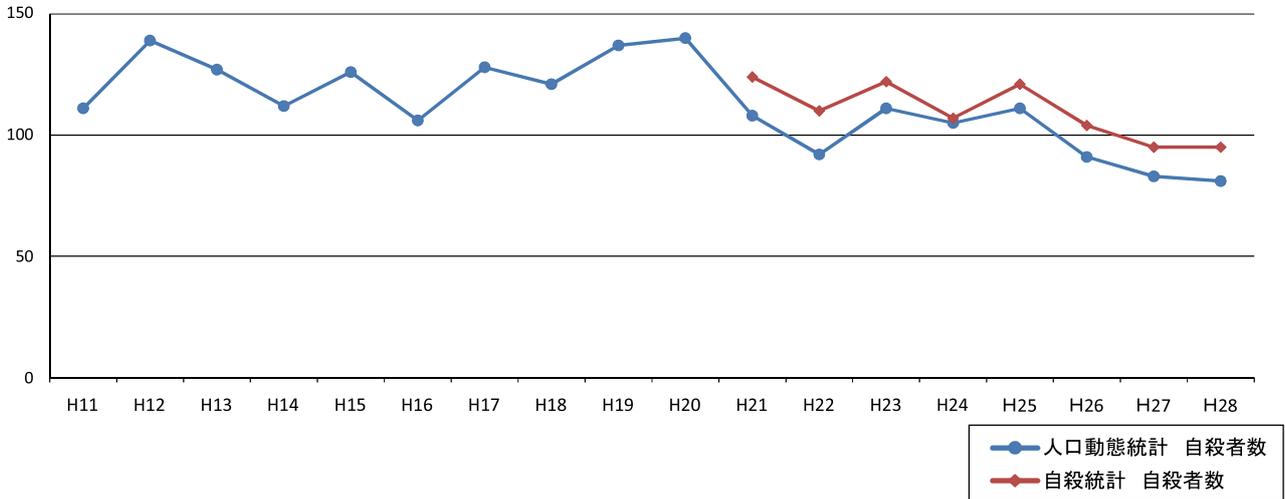
(3) 事務手続き上(訂正報告)の差異

「人口動態統計」は自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。「自殺統計」は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

2. 自殺者数と自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は、平成11年から20年まではほぼ横ばいで、平成21年以降は減少傾向にあり、厚生労働省の人口動態統計と警察庁の自殺統計は同様の推移を示しています。

図2：自殺者数の長期的な推移（平成11～28年）
(人)

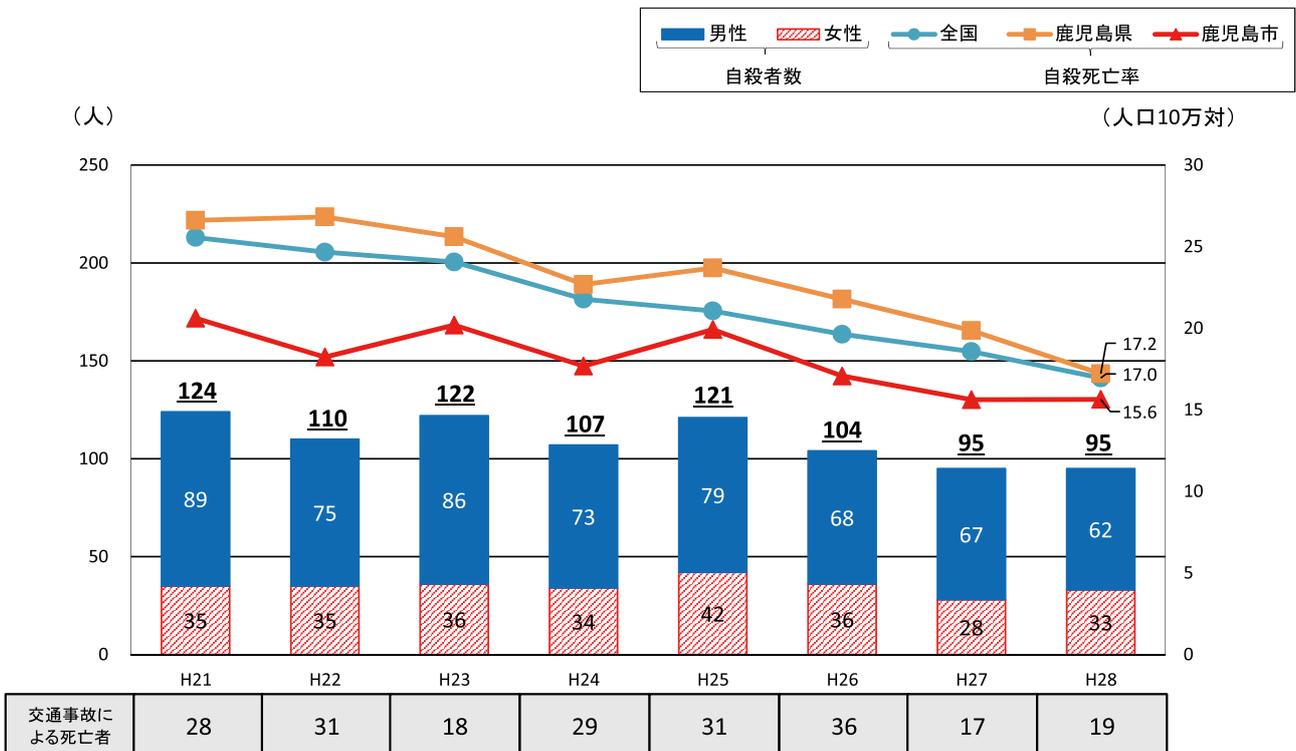


【出典】人口動態統計・自殺統計(自殺日・住居地)

平成21年以降の本市における自殺死亡率は、全国や鹿児島県の数値と同じように減少傾向にあり、かつ一貫してそれらを下回っています。

しかし、平成28年の自殺者数は交通事故死者数の5倍に上っています。

図3：自殺者数と自殺死亡率の推移（平成21～28年）



【出典】自殺統計(自殺日・住居地)

3. 中核市の自殺死亡率

全国の中核市（人口20万人以上）48市のうち、平成28年の本市における自殺死亡率（15.64）は32番目に高く、人口が同規模の船橋市（約62万人：自殺死亡率11.01：順位47）より高く、八王子市（約58万人：自殺死亡率17.06：順位21）よりも低くなっています。

図4：中核市の自殺死亡率

順位	自治体名	自殺死亡率	順位	自治体名	自殺死亡率	順位	自治体名	自殺死亡率	順位	自治体名	自殺死亡率
1	和歌山県和歌山市	26.38	13	北海道旭川市	18.25	25	愛知県豊橋市	16.91	37	滋賀県大津市	14.60
2	岩手県盛岡市	21.08	14	青森県八戸市	18.23	26	福島県いわき市	16.87	38	埼玉県越谷市	14.56
3	沖縄県那覇市	20.05	15	兵庫県姫路市	17.91	27	石川県金沢市	16.73	39	兵庫県西宮市	14.44
4	秋田県秋田市	19.87	16	長崎県佐世保市	17.80	28	岡山県倉敷市	16.53	40	広島県福山市	14.41
5	兵庫県尼崎市	19.61	17	福岡県久留米市	17.61	29	埼玉県川越市	15.99	41	神奈川県横須賀市	13.75
6	群馬県高崎市	19.44	18	福島県郡山市	17.41	30	大阪府枚方市	15.76	42	大阪府高槻市	13.23
7	愛媛県松山市	19.34	19	愛知県豊田市	17.28	31	栃木県宇都宮市	15.71	43	山口県下関市	13.22
8	香川県高松市	19.33	20	北海道函館市	17.12	32	長野県長野市	15.64	44	大阪府豊中市	12.41
9	長崎県長崎市	19.06	21	青森県青森市	17.06	32	鹿児島県鹿児島市	15.64	45	岐阜県岐阜市	12.32
10	富山県富山市	18.61	21	東京都八王子市	17.06	34	大分県大分市	15.02	46	奈良県奈良市	11.88
11	愛知県岡崎市	18.55	23	宮崎県宮崎市	17.01	35	千葉県柏市	14.91	47	千葉県船橋市	11.01
12	群馬県前橋市	18.27	24	高知県高知市	16.96	36	大阪府東大阪市	14.90	48	広島県呉市	9.87

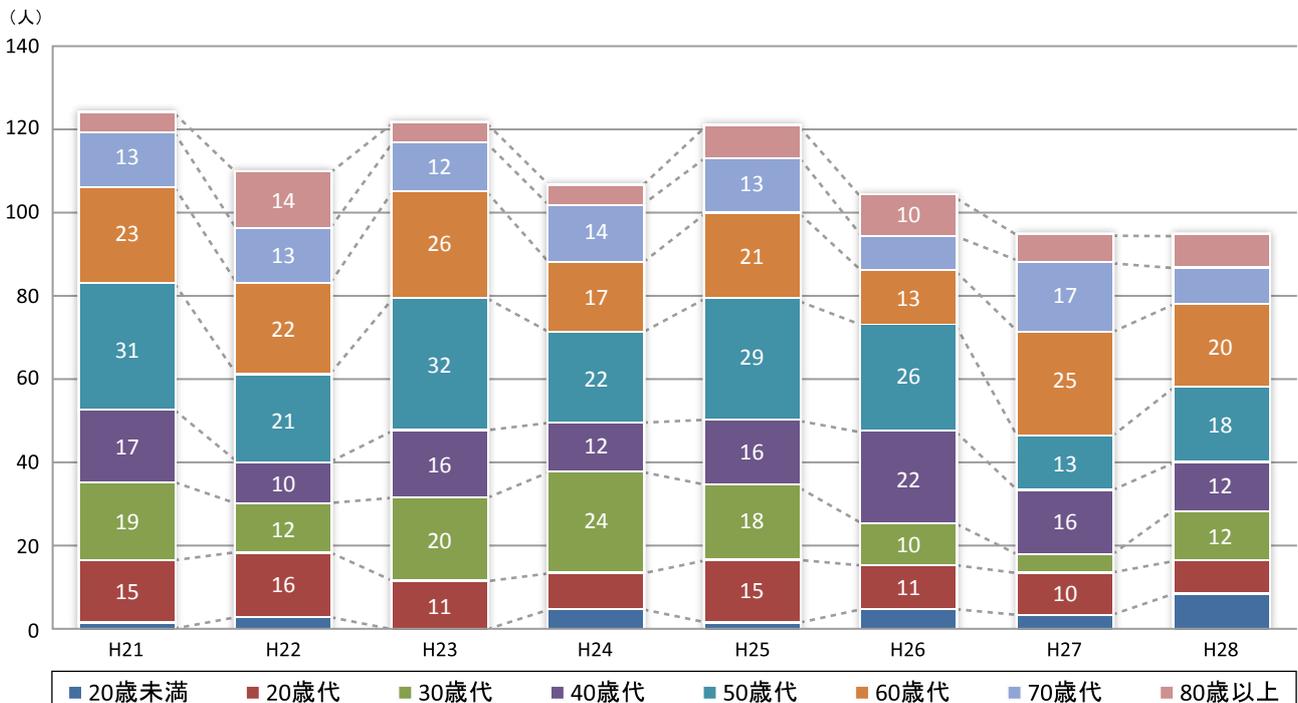
※順位をつけるため、自殺死亡率を小数点第2位まで表記している。

【出典】平成28年自殺統計／平成28年1月1日住民基本台帳（市区町村別・総人口）

4. 年代別自殺者数の推移

平成21年から28年の年代別自殺者数は、多くの年代で減少傾向にあります。20歳未満と40歳代、80歳以上においては微増しています。

図5：年代別自殺者数の推移（平成21～28年）



※10人以上を表記。

【出典】自殺統計（自殺日・住居地）

5. 年齢階級別の死因順位

平成21年から27年の本市における年齢階級別の死因順位を見ると、自殺は幅広い年齢層で上位に入っています。特に20～34歳の若年世代においては、死因の第一位となっています。

図6：年齢階級別・死因別死亡順位（平成21～27年合計）

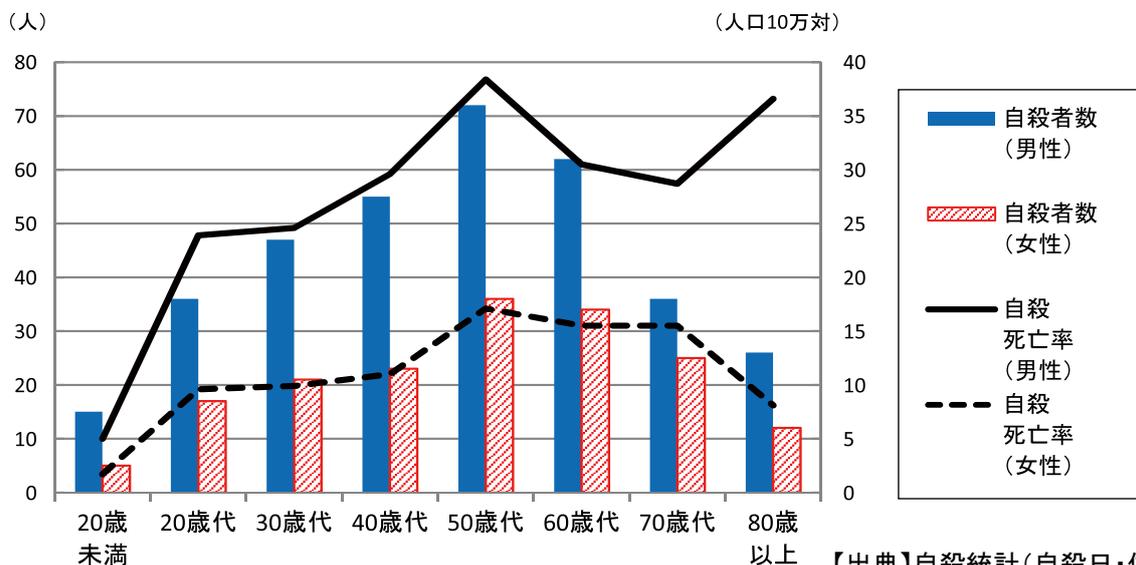
年齢(歳)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
0～4	不慮の事故	悪性新生物	心疾患	肝疾患	肺炎、腎不全(同数)
5～9	悪性新生物	不慮の事故	肺炎		
10～14	悪性新生物	自殺、腎不全(同数)		不慮の事故	
15～19	不慮の事故	自殺	悪性新生物	心疾患、肺炎、腎不全、大動脈瘤及びかい離(同数)	
20～24	自殺	不慮の事故	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
25～29	自殺	不慮の事故	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
30～34	自殺	悪性新生物	不慮の事故	心疾患	脳血管疾患
35～39	悪性新生物	自殺	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故
40～44	悪性新生物	自殺	不慮の事故	心疾患	脳血管疾患
45～49	悪性新生物	心疾患	自殺	脳血管疾患	不慮の事故
50～54	悪性新生物	自殺	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故
55～59	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	自殺	不慮の事故
60～64	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	自殺	不慮の事故
65～69	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故
70～74	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故
75～79	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故
80～84	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故
85～89	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	腎不全
90～	心疾患	肺炎	脳血管疾患	悪性新生物	老衰
合計	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故

【出典】「かごしま市の保健と福祉」H21～27年

6. 年代別・性別の自殺死亡率と自殺者数

本市における年代別・性別の自殺では、50、60歳代の男性の自殺死亡率が高く、自殺者数も多くなっています。また、80歳以上の男性の自殺死亡率も高くなっています。

図7：年代別・性別自殺死亡率（平成24～28年平均）と自殺者数（平成24～28年合計）

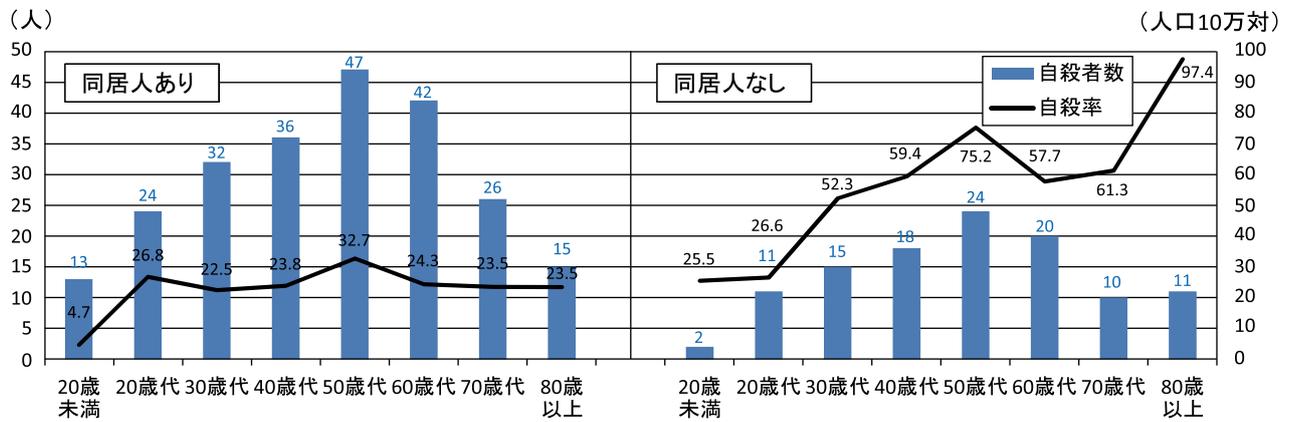


【出典】自殺統計(自殺日・住居地)

7. 同居人の有無別・性別・年代別の自殺死亡率と自殺者数

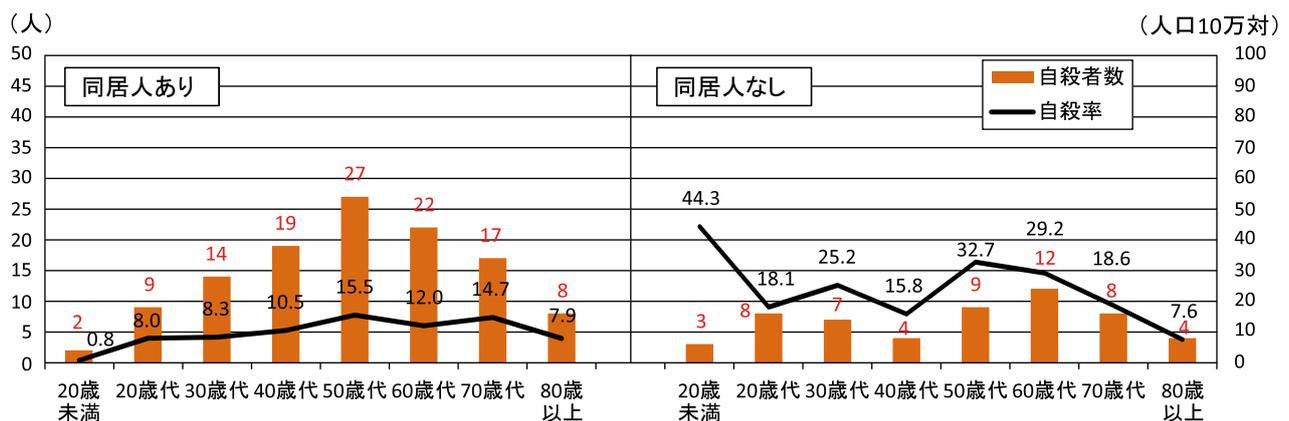
男女とも、「同居人あり」は20歳未満を除き、全年代を通じて自殺死亡率がほぼ同率ですが、「同居人なし」は、男性は年代を経るごとに自殺死亡率が上昇し、女性は年代を経るごとに自殺死亡率が低下する傾向があります。

図8：【男性】同居人有無別・年代別自殺死亡率（平成24～28年平均）と自殺者数（平成24～28年合計）



【出典】自殺統計（自殺日・住居地）

図9：【女性】同居人有無別・年代別自殺死亡率（平成24～28年平均）と自殺者数（平成24～28年合計）

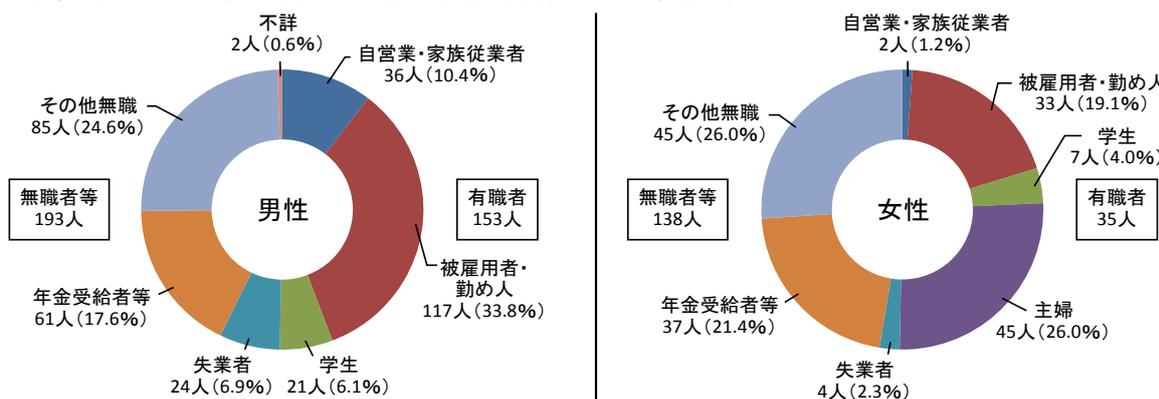


【出典】自殺統計（自殺日・住居地）

8. 男女別にみた有職者と無職者の割合とその内訳

有職者と無職者の比率は、男性が44対56、女性が20対80となっています。

図10：男女それぞれの有職者／無職者の割合（平成24～28年合計）



【出典】自殺統計（自殺日・住居地）

9. 仕事の有無別・性別・年齢階級別の自殺死亡率

男性の場合、仕事の有無による自殺死亡率の差が大きく、無職の場合は年齢階級別においても大きな差があり、特に40歳～59歳において高くなっています。一方、女性の場合、仕事の有無による自殺死亡率の差はあるものの、年齢階級別の差はありません。

図11：【男性】仕事の有無別・年齢階級別自殺死亡率（平成24～28年平均）
（人口10万対）

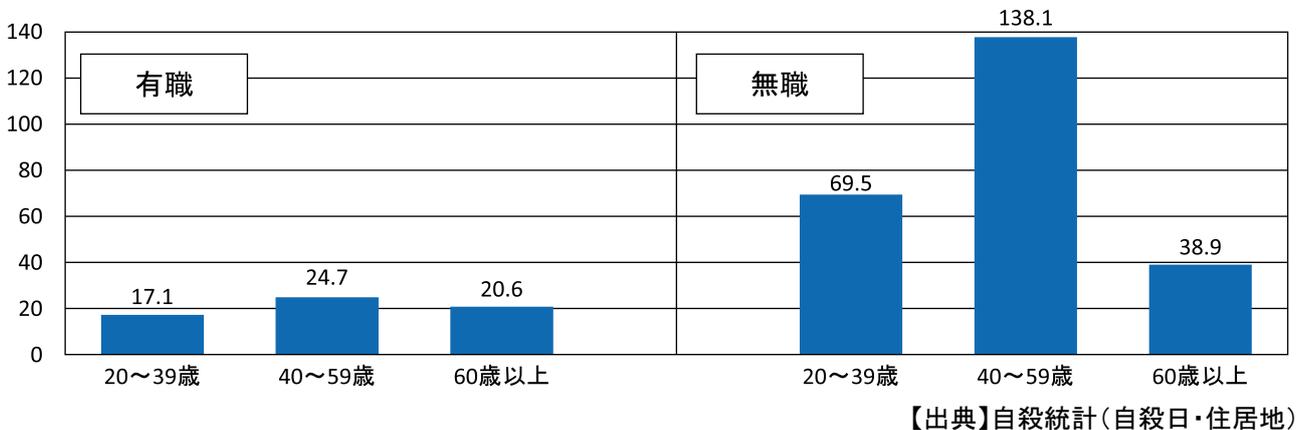
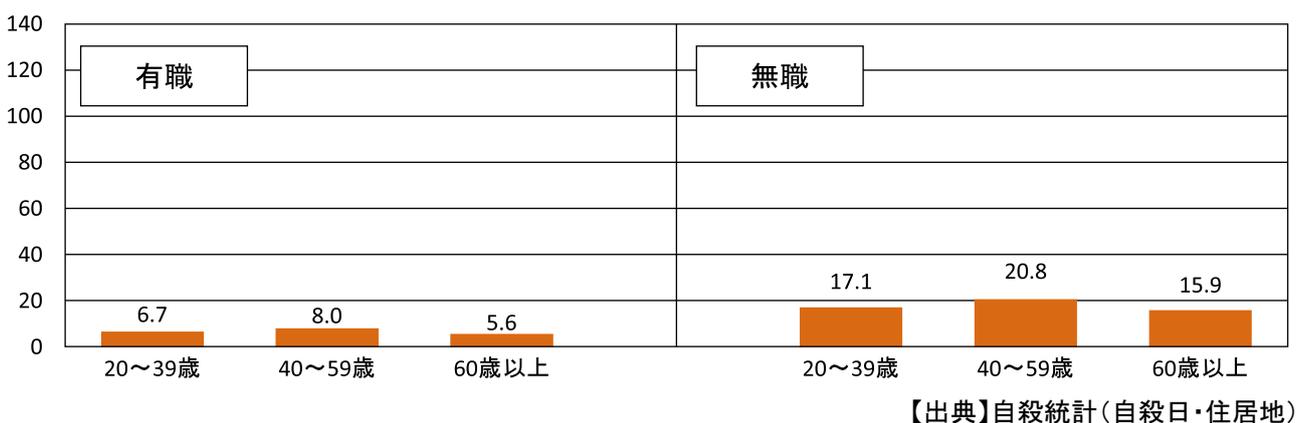


図12：【女性】仕事の有無別・年齢階級別自殺死亡率（平成24～28年平均）
（人口10万対）



10. 対策が優先されるべき対象群

図13：本市の自殺の主な特徴

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位：男性40～59歳有職同居	63	12.1%	23.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位：男性60歳以上無職同居	58	11.1%	30.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
3位：女性60歳以上無職同居	45	8.6%	15	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：女性40～59歳無職同居	35	6.7%	19	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病 →自殺
5位：男性60歳以上無職独居	32	6.1%	76.8	失業(退職)+死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺

- ・国勢調査（総務省）、人口動態統計（厚生労働省）、人口推計（総務省）、自殺統計原票データ（自殺総合対策推進センター、厚生労働省自殺対策推進室にて特別集計）を使用し自殺の危機経路については、「自殺実態白書2013」（NPO法人ライフリンク）を参考に、自殺総合対策推進センター作成。
- ・自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
- ・鹿児島市の自殺者数はH24～28合計522人（男性349人、女性173人）自殺統計（自殺日・住居地）
- ・自殺死亡率の母数（人口）はH27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。

第3章 自殺対策における取組

1. 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では、以下の5つを「自殺対策の基本方針」とします。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力にかつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていただけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、鹿児島市だけでなく、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

本市の目指す「誰も自殺に追い込まれることのないのち支える鹿児島市」の実現に向けては、市民一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

2. 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市の自殺の実態分析から優先的な課題とする「3つの重点施策」で構成されています。

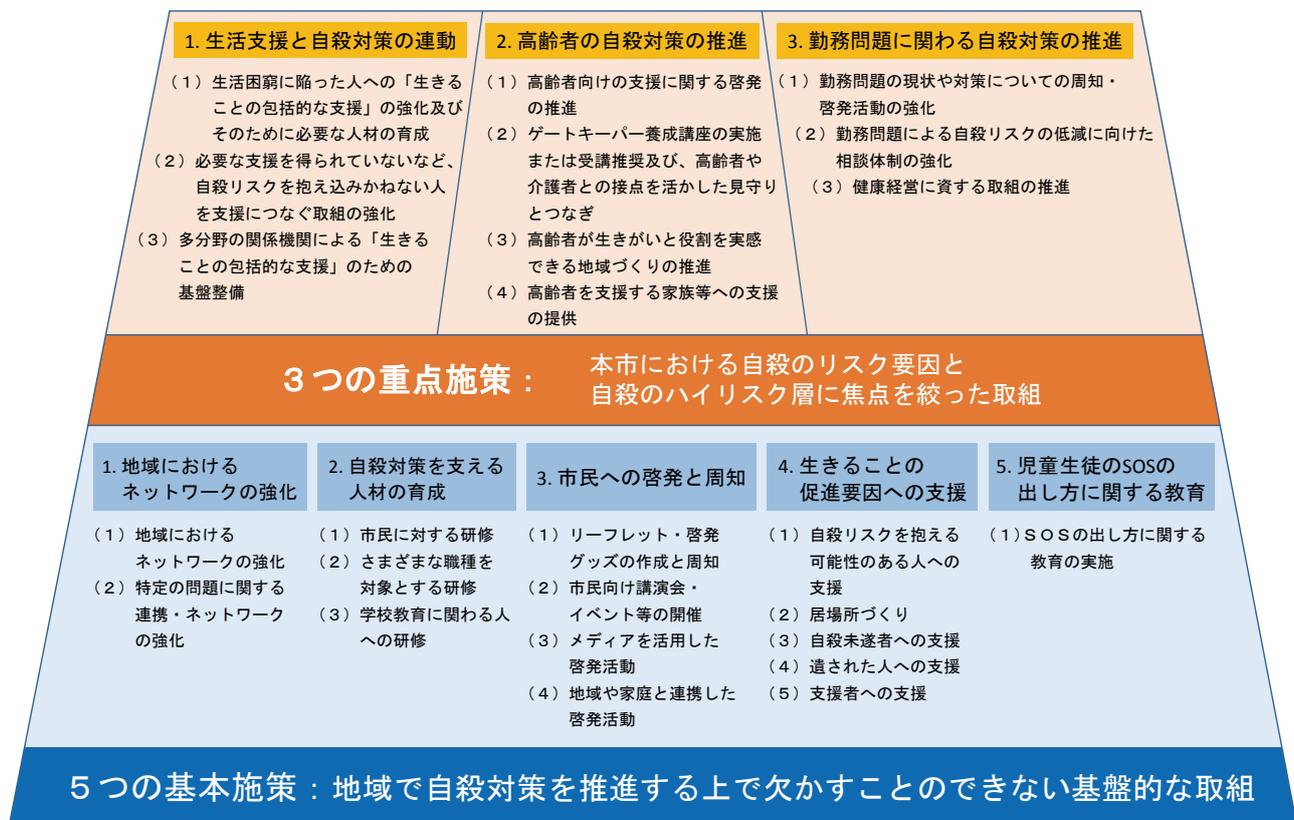
「5つの基本施策」は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組で、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

「3つの重点施策」は、本市における自殺のリスク要因となっている生活問題や勤務問題と、自殺のハイリスク層である高齢者に焦点を絞った取組です。行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

このように施策の体系を定めることで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

なお、巻末資料に本市の事業や取組を、自殺総合対策大綱の重点施策に基づき分類し、「生きる支援関連施策」として掲載しています。

図14：本市における自殺対策施策の体系



3. 5つの基本施策

□ : すでに取り組んでいること ■ : 今後の検討事項
[SC] : セーフコミュニティにおける取組

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

本市の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携に取り組めます。特に、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

- 自殺対策推進本部会議：本市の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進します。（保健予防課）
- 自殺予防対策委員会：保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、行政機関から構成され、この会議をもとに共通認識を持ち、連携、協力して総合的な自殺対策を推進します。
なお、安心安全なまちづくりを推進するセーフコミュニティにおける「自殺予防分野」の委員会としても位置付けています。（保健予防課・[SC]）
- 自殺対策庁内連絡会議（セーフコミュニティ作業部会）：庁内関係部署で組織し、緊密な連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進します。（保健予防課・[SC]）
- 校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会に参画するコミュニティ組織、その他の団体などが、各地域において連携を強化し、問題や悩みを抱える市民の速やかな把握と、適切な支援へとつなぐ方策について検討します。（地域福祉課ほか）
- 自殺予防対策委員会連携相談会：9月の自殺予防週間に合わせ、自殺予防対策委員会の各委員と連携し、ミニレクチャー及び法律や薬、思春期やこころの専門相談が受けられる相談会を開催します。（保健予防課・[SC]）
- 庁内関係部署が連携を円滑に行うために、多分野合同研修会を開催します。（保健予防課ほか）

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

- 自殺対策と生活困窮者自立支援事業の連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整えます。（保護第一課）

【目標値】

項 目	数 値	考 え 方
自殺対策推進本部会議の開催	年1回	継続実施
自殺予防対策委員会の開催	年4回	継続実施
自殺対策庁内連絡会議の開催	年1回	継続実施

【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、本市の自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。

市民や様々な分野の専門家、関係者に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

(1) 市民に対する研修

- ゲートキーパー（※）養成講座を市民向けに実施し、さらにスキルアップ講座で学びを深め、見守りを強化します。また、希望する市民団体等に対し、市政出前トーク等の機会を活用し、ゲートキーパーのすそ野を広げること努めます。（保健予防課・SC）
- 精神保健福祉ボランティア養成講座における、正しい知識と情報の普及により、生きるための包括的な支援を行う人材を育成します。（保健予防課）

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談につなげ、見守る人のことです。

(2) さまざまな職種を対象とする研修

- 保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野における職能団体向けゲートキーパー養成講座を実施します。（保健予防課・SC）
- 庁内における窓口や相談、徴収業務等の際、早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、管理職を含め、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。（保健予防課・SC）
- 保健師の新任研修において自殺対策の内容を盛り込みます。（保健政策課）
- 新任ケースワーカーの研修において自殺対策の内容を盛り込みます。（保護第一課、保健予防課）
- 徴収を担当する職員に対してゲートキーパー養成講座を行い、支援へのつながりを強化していきます。（保健予防課）

(3) 学校教育に関わる人への研修

- 生徒指導関連の研修で、自殺予防に関する取組を取り上げること検討します。（青少年課）

【目標値】

項目	数値	考え方
市職員のゲートキーパー養成講座受講率	70%	年2回継続実施
自殺関連の研修会や講演会における理解度	70%	アンケートに「理解できた」「よかった」と回答した割合

【基本施策3】市民への啓発と周知

行政としての市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

(1) リーフレット・啓発グッズの作成と周知

- ころこの健康や借金問題、家庭や学校などの悩みの相談先をまとめた「無料相談窓口カード」の配布と設置を行い、相談窓口の周知を図ります。（保健予防課・SC)
- 自殺予防週間の周知のため、市役所や支所、保健センター等の庁舎へ懸垂幕・のぼり旗等を掲示します。（保健予防課・SC)
- 自殺対策強化月間における相談窓口の周知のため、電車・フェリー・各機関等において相談窓口ポスターを掲示します。（保健予防課・SC)
- 新成人のつどい記念誌「新成人の君へ」にころこの健康に関する記事を掲載し、啓発します。（保健予防課）
- 「わが家の安心安全ガイドブック」に、心のケアに関する様々な相談先情報を掲載します。（危機管理課）
- 子育て支援施設、生涯学習プラザ・男女共同参画センター、市立図書館等の公共施設で、啓発資料の掲示やリーフレット・カード等の設置を行います。（保健予防課・SC)
- 「子育てガイド」に臨床心理士等による相談窓口を掲載します。（こども政策課）
- 救急出場時、必要に応じて「生きる支援」に関する相談先情報が掲載された「無料相談窓口カード」を配布します。（消防局警防課）

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催

- 各保健センター・保健福祉課において、自殺予防週間に合わせ、自殺に対する正しい知識の普及啓発を行います。（保健予防課・SC)
- 自殺の現状や課題、自殺対策の取組などを啓発するため、市民向けの自殺対策講演会を実施します。（保健予防課）
- 大学の学園祭などの行事の際、エイズキャンペーン、子宮がん検診の啓発とともに、自殺に対する正しい知識の普及啓発を行います。（保健予防課）

(3) メディアを活用した啓発活動

- 市の広報紙「かごしま市民のひろば」に、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防週間（9月）に合わせて、自殺対策関連の情報を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。（広報課、保健予防課・SC）
- 健康づくり推進市民会議だより「健康ニュース」に自殺対策関連の情報を掲載し、市民への周知と啓発を図ります。（保健政策課、保健予防課・SC）
- 公共掲示板・テレビ・ラジオを活用して啓発を行います。（広報課、保健予防課・SC）
- 自殺対策関連の情報や正しい知識の普及のため、適宜ホームページを更新します。（保健予防課・SC）

(4) 地域や家庭と連携した啓発活動

- 社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるようPTAや地域の関係団体と連携した啓発活動に努めるとともに、サインを受け止めるための学習機会の提供について検討します。（生涯学習課）

【目標値】

項 目	数 値	考 え 方
リーフレット等の作成・配布	40,000部	相談窓口カード、自殺予防週間等の啓発リーフレット

【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本市においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組を幅広く推進していきます。

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

- 地域福祉支援員や地域福祉館職員、民生委員・児童委員等による相談活動や見守り活動を通じて、さまざまな課題を抱えた対象者の早期発見と対応に努めます。（地域福祉課ほか）
- 悩みのある児童生徒や保護者については、学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供等を行います。（青少年課）
- さまざまな課題のある児童生徒に対し、関係機関等とのネットワークを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけるなどして課題解決への対応に努めます。（青少年課）
- 児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有や継続的な見守り活動などを通じて、児童虐待の発生予防に取り組みます。（こども福祉課）
- DV被害者への支援、相談対応において必要な場合には適切な機関へつなぐ等の対応を行います。（男女共同参画推進課）
- 障害者の相談は障害者基幹相談支援センターでワンストップで受け、緊急時は、「障害者地域生活支援拠点」において、24時間365日の緊急相談や緊急的な一時受け入れを行います。（障害福祉課）
- 被虐待高齢者等を一時的に養護老人ホーム等へ入所させて保護するなどの支援を実施します。（長寿あんしん課）

(2) 居場所づくり

- 精神保健福祉交流センター「はーと・ぱーく」や精神保健福祉ボランティアサークル「ゆめの実」が運営している「いこいの部屋『あらた』」などの情報提供を行います。（保健予防課）

(3) 自殺未遂者への支援

- 警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者の支援を行います。（保健予防課）
- 鹿児島県が行う自殺未遂者支援連携体制構築事業に基づき、支援体制の整備を行います。（保健予防課）

(4) 遺された人への支援

- 必要に応じて、自死遺族の分かち合いの会「こころ・つむぎの会」の案内を行います。（保健予防課）
- 死亡届時に配布する「死亡に伴う手続きのご案内」にこころの相談窓口情報を追加掲載します。（市民課、保健予防課）

(5) 支援者への支援

- 介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。（長寿あんしん課）
- 保護者に対する相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。（こども政策課）

【目標値】

項 目	数 値	考 え 方
自殺未遂者連携支援体制の構築	体制整備	関係機関との連携

【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりを進めます。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

- 児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修など、国の動向等を踏まえ取組を検討します。（青少年課、保健予防課）

4. 3つの重点施策

本市においては、平成24年から28年の5年間で、93人が「経済・生活問題」を、42人が「勤務問題」を原因・動機として自殺で亡くなっています。また、この5年間に自殺で亡くなった522人のうち、70歳以上が99人（およそ5人に1人の割合）となっています。

「鹿児島市 自殺実態プロファイル（自殺総合対策推進センター作成）」においても「生活困窮」「高齢者」「勤務・経営」に関わる自殺に対する取組が喫緊の課題とされており、これらを本市における重点施策として位置付け、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的に対策を推進していきます。

【重点施策1】生活支援と自殺対策の連動

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

本市では、福祉事務所と保健所等による多分野の相談機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化と、多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備にも取り組みます。

（1）生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組と自殺対策との連携を強化して、自殺のハイリスク者（潜在的なハイリスク者も含めて）に対する「生きることの包括的な支援」を充実させるとともに、人材の育成を強化します。

① 生活困窮に陥った人への包括的な支援を強化し、必要な人材を育成します。

ア. 生活困窮者自立支援相談窓口において、生活に困っている相談者に対して、その人の状況をよく聴取したうえで相談者に寄り添いながら、就労支援や学習支援などの生活困窮者自立支援制度による支援だけでなく、保健所などとの庁内連携や関係機関との連携も行います。（保護第一課）

イ. 生活保護制度による支援とともに、精神疾患等への対応など、支援対象者が抱えているリスクに応じて保健所等の関係機関と連携しながら「包括的な支援」を行います。

（保護第一課）

ウ. 生活・就労支援センターかごしま内に設置したハローワーク窓口やシルバー人材センター窓口を通じて、就職を希望する生活困窮者等に対してワンストップでの支援を行います。（保護第一課）

エ. ホームレスの人に対し、巡回相談等を行い、必要に応じて、市総合相談窓口、生活保護等の申請、救護施設への入所及び健康診断の受診等について指導を行います。（地域福祉課）

（２）必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化

生活困窮に陥っている人の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま自殺のリスクを抱え込んでしまう人が少なくありません。それを踏まえて、支援を必要としている人へのアウトリーチを強化します。あわせて、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で必要な支援へと積極的につなぐための取組を推進します。

① 税金・保険料・保育料・貸付金等の滞納者に対する支援へのつなぎを強化します。

ア. 税金・保険料・保育料・貸付金等の未納・滞納がある人は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、徴収の過程で、そのような問題に早期に気づき、支援につなげるために、徴収業務の担当課や担当職員に対する共通の研修を行います。（保健予防課）

② 多重債務者に対する支援へのつなぎを強化します。

ア. 多重債務を抱えている人の中には、病気や事業不振、離婚など深刻な問題を複数抱えた自殺のハイリスク者が少なくありません。多重債務相談の相談員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、多重債務相談と自殺対策関連の相談会を連動させることなどを通して、多重債務者に対する支援を強化します。（保健予防課）

③ リスクが深刻化する前に相談につなげる仕組みを作ります。

ア. 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について、児童扶養手当の現況届の通知等の機会をとらえ、支援につながるきっかけ作り（相談先の紹介、引き継ぎ）を行います。（こども福祉課）

イ. 地域で生活困窮状態に陥ってリスクを抱えた人の存在に早めに気づき、相談につなげるための仕組み作りについて、国の地域共生施策の動向も踏まえながら検討を進めます。（地域福祉課ほか）

ウ. 子どもの生活に関するアンケート調査の分析結果をもとに、リスクを抱えた家庭が早
めに相談につながれるよう方策を検討します。（保健予防課、こども福祉課）

（3）多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備

多分野の関係機関の連携による「生きることの包括的な支援」を推進するための基盤を整えま
す。そのために必要なツールの導入等を積極的に試み、必要なケースについては、その都度関係
各課と連携し、ケース検討や会議を実施し、支援の方向性について検討します。

【重点施策2】高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050（ハチマル・ゴウマル）問題」のように、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

そこで、本市は、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的に発信し、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

（1）高齢者向けの支援に関する啓発の推進

高齢者や支援者に対して、高齢者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談・支援機関の存在を伝える取組を進めます。

① 高齢者向けの相談情報が掲載された啓発リーフレット等を配布し、相談先の周知を図ります。

ア. 地域ふれあい交流助成事業に参加する高齢者に対して、生きる支援に関するリーフレット等を配布することで、地域の相談先に関する情報の周知を図ります。（長寿支援課、保健予防課）

イ. 高齢者の保健福祉サービスに関する施策及び健康づくりのポイントや、介護予防に資する基本的な知識などをわかりやすく掲載した冊子「輝きライフ」に、生きる支援に関する相談窓口の情報等を掲載することで、高齢者に対し相談先の情報の周知を図ります。（長寿支援課）

ウ. 認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」や、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う「認知症等見守りメイト」の養成講座において、研修配布資料に、自殺対策に関連した相談先の情報も加えます。（長寿あんしん課、保健予防課）

エ. 民生委員・児童委員が地域の見守り活動を行う際、各家庭に対して生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレット等を必要に応じて配布することにより、相談先の情報の周知を図ります。（地域福祉課、保健予防課）

(2) ゲートキーパー養成講座の実施または受講推奨と、高齢者や介護者との接点を活かした見守りとつなぎ

高齢者の周囲にいる一人ひとりが「ゲートキーパー」としての役割を担い、高齢者との接触の機会を活かして必要に応じて早期に支援へとつなげ、相談等の対応・支援を行う取組を進めます。

① 既存の研修を活用します。

ア. 「元気高齢者」に登録している高齢者を対象とした研修会において、高齢者の自殺実態とその対策について情報提供することにより、高齢者に係る問題の理解促進と啓発周知を図ります。（長寿支援課、保健予防課）

② 高齢者が抱え込みがちな問題や自殺のリスクを知るとともに、問題を抱えた高齢者がいた場合には他機関へつなぐ等の対応方法を理解・実践してもらえるようゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。

ア. 一人暮らし高齢者等に配食サービスを提供する職員及びボランティアに対してゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿支援課）

イ. 高齢者からの相談等に応じる高齢者福祉相談員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿支援課）

ウ. 一人暮らしの高齢者等への声かけや見守り活動を行う「ともしびグループ」の登録ボランティアに対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿支援課）

エ. 高齢者の生活支援を行う職員等に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿あんしん課）

オ. 認知症の人やその家族と接する支援者に対して、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、自殺対策の意識づけや理解の促進を図ります。（長寿あんしん課）

③ ①②で研修を受講した人が、高齢者やその介護者との様々な接点を活かして、自殺リスクの早期発見・早期支援を推進します。

ア. 様々な公的なサービスを受けていない一人暮らし高齢者等の情報を、市から民生委員に提供し、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。（長寿支援課）

イ. 一人暮らしの高齢者等に対し配食サービスを提供する機会を活かし、高齢者の見守りや状態把握に努めるとともに、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。（長寿支援課）

- ウ. 安心通報システムや福祉電話等を利用している一人暮らしの高齢者等の安否確認等を通じて、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。（長寿支援課）
- エ. 支援の必要な在宅高齢者に対する、訪問での個別支援の提供機会を活かし、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応に努めます。（長寿あんしん課）
- オ. 協力事業者・市民生委員児童委員協議会・鹿児島市の三者間で協力協定を締結し、地域に居住する高齢者や障害者等の情報を共有することにより、要支援者に対する見守り活動の充実を図ります。（地域福祉課）
- カ. 地域包括支援センターで保健師等が総合的な相談に対応し、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。（長寿あんしん課）

（3）高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における交流会や講座等を通じて、高齢者と地域がつながる機会を増やすなど、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

- ① 地域コミュニティにおける高齢者向けの「居場所」づくりを推進します。
 - ア. 住民自身が主体となって通い集える場の開設や交流会の開催等を通じて、高齢者に対し、他者との交流の機会や日中の居場所となる場を提供します。（保健予防課）
 - イ. 小中学生等が地域の高齢社会への理解を深めるとともに、様々な交流を通じた高齢者の生きがいづくりを目指して、地域における世代間のふれあい交流の促進を図ります。（長寿支援課）
- ② 高齢者向け各種講座や教室等の開催を通じて、高齢者の社会参加を促進します。
 - ア. 地域公民館・生涯学習プラザにおいて高齢者向け講座を開催するとともに、講座終了後も自主的な学習を続けられるよう支援体制を整備することにより、高齢者の生涯学習の推進に加えて社会参加を促進します。（生涯学習課）
 - イ. 高齢者が家族や地域とのつながりを実感できる、スポーツや文化のイベントを企画・開催することで、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進します。（長寿支援課）

(4) 高齢者を支援する家族等への支援の提供

家族の介護疲れによる心中などを予防するためにも、高齢者本人への支援だけでなく、高齢者を支える人（家族等）への支援、すなわち「支援者への支援」も推進します。

① 認知症の人とその支援者への支援を強化します。

ア. 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・対応に向けた支援を行います。（長寿あんしん課）

イ. 認知症の人や介護をしている家族の不安や悩みについて、同じ経験を持つ相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行うことにより、支援者の精神的負担を軽減します。（長寿あんしん課）

ウ. 認知症に関する正しい知識や接し方等の講義、介護をしている家族等の不安や負担を軽減するために参加者同士の交流などを行う「認知症介護教室」を実施します。介護教室を通じて、介護者同士の交流を促進し、介護に関する情報を提供することで、介護者の燃え尽きやうつ等の予防等を図ります。（長寿あんしん課）

エ. 認知症等見守りメイト（ボランティア）が、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行います。（長寿あんしん課）

オ. 「長寿あんしん相談センター」に配置された専門の多職種スタッフや認知症地域支援推進員が、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスと連携して、認知症の人やその家族への支援を行います。（長寿あんしん課）

【重点施策3】勤務問題に関わる自殺対策の推進

平成27年度に実施した「鹿児島市勤労者労働基本調査・勤労者等意識調査」（調査期間：平成27年8～9月）において、同年12月に導入されたストレスチェック制度について実施の準備を「行う予定はない」と回答した企業が58.1%に上り、「仕事と生活のバランスを図るために取り組んでいる制度はあるか」との問いに対しても「特に取り組んでいない」と回答した企業が38.8%に上りました。こうした現状からも、勤務問題に関わる自殺対策の取組を推進していくことが必要となっています。

そこで、本市は、勤務問題の現状やメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策等についての周知・啓発活動を強化すると同時に、勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制も強化し、さらには、健康経営に資する取組を推進することで自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を後押ししていきます。

（1）勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化

市内企業の中で、職場環境の改善やメンタルヘルス対策等に力を入れている企業がまだ決して多くない実情を踏まえ、鹿児島労働局とも連携を図りながら、市内企業に対し、勤務問題の現状やストレスチェックなどメンタルヘルス対策の推進やハラスメント防止対策等について啓発します。

① 勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動を強化します。

- ア. 自殺対策担当課による勤務問題をテーマとした研修会や啓発キャンペーンを実施します。（保健予防課）
- イ. 中小零細企業の労働者の健康管理を推進するため、市内企業における健診実施率の向上を目指した取組を推進します。（保健政策課）
- ウ. 労政広報紙「中小企業のひろば」、市の広報紙「かごしま市民のひろば」、テレビ・ラジオなどの媒体を活用し、市や関係機関の取組について周知を行います。（雇用推進課、広報課）
- エ. 現在作成中の「かごしま健康サポートブック」において、各種情報（自殺対策事業の広報、相談機関情報）を掲載します。（保健政策課）

（2）勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

勤務問題（過労やパワハラ、職場の人間関係等）による自殺のリスクを低減させる取組として、労働者や経営者を対象とした相談、経営者・管理者を対象とした研修等の開催を行います。

① 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化します。

- ア. 労働者・経営者を主な対象とした自殺対策に資する「専門家との連携相談会」を開催

します。（保健予防課）

イ. 職場での労使間のトラブル等に関して、解決などに向けた助言や専門的な相談等を行う「生活・就労支援センターかごしま」の案内を行います。（保護第一課）

（3）健康経営（※）に資する取組の推進

「健康経営」の推進とワーク・ライフ・バランスの推進、産業医・産業保健機能の強化等を連動させることで、労働者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、勤務問題による自殺のリスクが生まれないような環境を整えていきます。

① 健康経営に資する取組を推進します。

ア. 従業員や家族の健康づくりに取り組む事業所を「鹿児島市健康づくりパートナー」として登録し、働く世代の健康づくりを推進します。（保健政策課）

イ. 市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。（雇用推進課）

※健康経営とは、社員の健康づくりを経営課題として捉え、社員の健康増進に努めることによって、医療費を減らすだけでなく、労働生産性を向上させ、企業価値の向上にもつなげようとする経営手法であり、経済産業省が平成27年に全国の中小企業1万社に実施したアンケート（「健康経営の啓発と中小企業の健康投資増進に向けた実態調査」）では、「健康経営に取り組んでいる、取り組みたい」と考える企業は約75%に上っています。

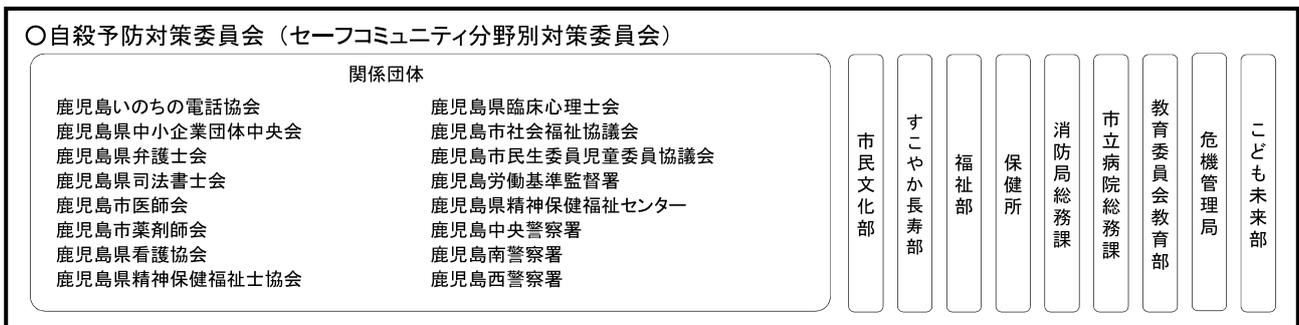
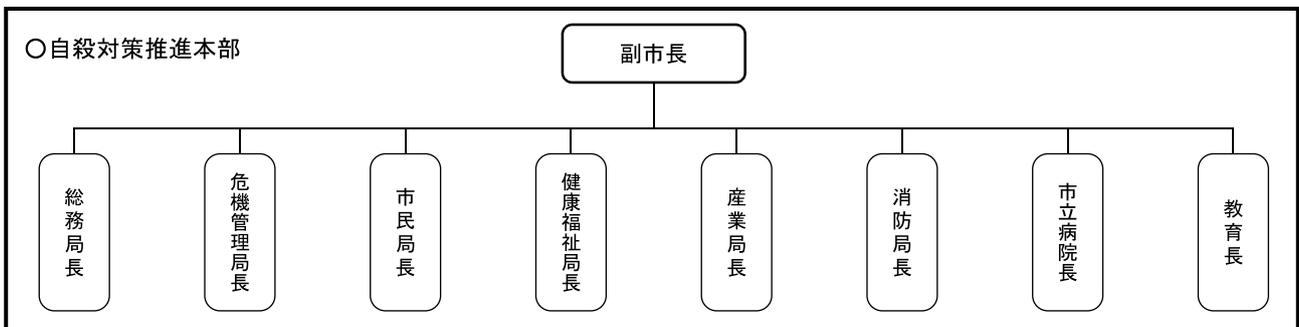
第4章 自殺対策の推進体制

本市における自殺対策の推進体制は、3層構造になっています。

最上位の意思決定機関は、副市長が本部長を務める「自殺対策推進本部」です。教育長や市立病院長に加えて、自殺対策に関係の深い関係部局の局長等で構成しています。

また、「自殺対策推進本部」の下に「自殺予防対策委員会」が位置付けられています。これはセーフコミュニティの推進において自殺予防分野を担う委員会であり、市内の関係部局の他に地域の様々な関係団体も加わる形で組織されています。

さらに、自殺対策を全庁的な取組として推進するために「自殺対策庁内連絡会議」も設置しています。「自殺対策推進本部」や「自殺予防対策委員会」での決定事項を「自殺対策庁内連絡会議」を通じて共有し、速やかに現場の取組に反映させていくための組織です。



資料編

資料1 関係法令

自殺対策基本法（抜粋）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

資料2 生きる支援関連施策一覧

1. 自殺総合対策大綱における重点施策一覧

大項目番号	大項目内容	小項目番号	小項目内容
1	地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	(1)	地域自殺実態プロファイルの作成
		(2)	地域自殺対策の政策パッケージの作成
		(3)	地域自殺対策計画の策定等の支援
		(4)	地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定
		(5)	地域自殺対策推進センターへの支援
		(6)	自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進
2	国民一人ひとりの気づきと見守りを促す	(1)	自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
		(2)	児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
		(3)	自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
		(4)	うつ病等についての普及啓発の推進
3	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	(1)	自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証
		(2)	調査研究及び検証による成果の活用
		(3)	先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
		(4)	子ども・若者の自殺等についての調査
		(5)	死因究明制度との連動における自殺の実態解明
		(6)	うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究
		(7)	既存資料の利活用の促進
4	自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	(1)	大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
		(2)	自殺対策の連携調整を担う人材の養成
		(3)	かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
		(4)	教職員に対する普及啓発等
		(5)	地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上
		(6)	介護支援専門員等に対する研修
		(7)	民生委員・児童委員等への研修
		(8)	社会的要因に関連する相談員の資質の向上
		(9)	遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
		(10)	様々な分野でのゲートキーパーの養成
		(11)	自殺対策従事者への心のケアの推進
		(12)	家族や知人等を含めた支援者への支援
		(13)	研修資材の開発等
5	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	(1)	職場におけるメンタルヘルス対策の推進
		(2)	地域における心の健康づくり推進体制の整備
		(3)	学校における心の健康づくり推進体制の整備
		(4)	大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進
6	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	(1)	精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
		(2)	精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実
		(3)	精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置
		(4)	かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
		(5)	子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
		(6)	うつ等のスクリーニングの実施
		(7)	うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
		(8)	がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

大項目 番号	大項目内容	小項目 番号	小項目内容
7	社会全体の自殺リスクを低下させる	(1)	地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
		(2)	多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実
		(3)	失業者等に対する相談窓口の充実等
		(4)	経営者に対する相談事業の実施等
		(5)	法的問題解決のための情報提供の充実
		(6)	危険な場所、薬品等の規制等
		(7)	ICTを活用した自殺対策の強化
		(8)	インターネット上の自殺関連情報対策の推進
		(9)	インターネット上の自殺予告事案への対応等
		(10)	介護者への支援の充実
		(11)	ひきこもりへの支援の充実
		(12)	児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
		(13)	生活困窮者への支援の充実
		(14)	ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等
		(15)	妊産婦への支援の充実
		(16)	性的マイノリティへの支援の充実
		(17)	相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
		(18)	関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知
		(19)	自殺対策に資する居場所づくりの推進
		(20)	報道機関に対する世界保健機関の手引き等の周知
8	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	(1)	地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備
		(2)	救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実
		(3)	医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
		(4)	居場所づくりとの連動による支援
		(5)	家族等の身近な支援者に対する支援
		(6)	学校、職場等での事後対応の促進
9	遺された人への支援を充実する	(1)	遺族の自助グループ等の運営支援
		(2)	学校、職場等での事後対応の促進
		(3)	遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
		(4)	遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
		(5)	遺児等への支援
10	民間団体との連携を強化する	(1)	民間団体の人材育成に対する支援
		(2)	地域における連携体制の確立
		(3)	民間団体の相談事業に対する支援
		(4)	民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援
11	子ども・若者の自殺対策を更に推進する	(1)	いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
		(2)	学生・生徒等への支援の充実
		(3)	SOSの出し方に関する教育の推進
		(4)	子どもへの支援の充実
		(5)	若者への支援の充実
		(6)	若者の特性に応じた支援の充実
		(7)	知人等への支援
12	勤務問題による自殺対策を更に推進する	(1)	長時間労働の是正
		(2)	職場におけるメンタルヘルス対策の推進
		(3)	ハラスメント防止対策

2. 自殺総合対策大綱の重点施策で分類する本市の事業一覧

大綱大項目番号2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施	自殺対策事業	自殺予防週間(9月10日～16日)や自殺対策強化月間(3月)に合わせて、ポスター等を活用し自殺対策に関する普及啓発を行います。	保健予防課
	シニア世代のヘルスプロモーション事業	自殺予防週間に実施する健康教育の中で、自殺対策に関する普及啓発を行います。	保健予防課 各保健センター
	生活習慣改善支援事業		各保健福祉課
(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施	—	様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)の実施に向けた環境づくりを進めます。	青少年課 保健予防課
(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及	広報紙「市民のひろば」の発行	広報紙やSNS等を活用し、自殺に対する正しい知識や相談窓口の情報等について、普及啓発を行います。	広報課
	テレビ・ラジオ放送事業		保健予防課
	SNSを活用した市政情報の発信		
	セーフコミュニティ推進事業	セーフコミュニティ推進フォーラムでの活動報告やパネル展示を通し、正しい知識の普及啓発を行います。	安心安全課 保健予防課
	サンエールフェスタ開催事業	サンエールフェスタでのパネル展示を通し、正しい知識の普及啓発を行います。	生涯学習課 保健予防課
	市民健康まつり	鹿児島市医師会等と共催する「市民健康まつり」で自殺に対する正しい知識や相談窓口の情報等の普及啓発を行います。	保健政策課 保健予防課
	地域活動保健事業	健康づくり月間を中心に、各保健センターで実施する「健康まつり」で自殺に対する正しい知識や相談窓口の情報等の普及啓発を行います。	各保健センター 保健予防課
	健康増進計画推進事業	健康づくり推進市民会議だより「健康ニュース」に自殺に対する正しい知識や相談窓口の情報等を掲載し普及啓発を行います。	保健政策課 保健予防課
(4) うつ病等についての普及啓発の推進	こころの健康教室	心の病気に関することやストレス対応法などについて学ぶ「こころの健康教室」を実施します。	保健予防課 各保健センター
	精神保健福祉推進事業	うつ病等の心の病気や予防について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、個別相談にも応じます。	保健予防課
	シニア世代のヘルスプロモーション事業【再掲】	うつ等の心の病気や予防について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、個別相談にも応じます。	保健予防課 各保健センター
	生活習慣改善支援事業【再掲】		各保健福祉課

大綱大項目番号3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証	自殺対策事業【再掲】	自殺総合対策推進センターから提供される自殺実態プロファイルを活用し、本市の自殺に関連する現状や実態について、情報収集及びデータの蓄積を行い、自殺の実態把握を行います。また、これらのデータの把握・整理により、実態に即した各種施策の実施等に活用します。	保健予防課
	セーフコミュニティ推進事業【再掲】	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、セーフコミュニティのさらなる周知を図るとともに、取組の全体的な展開を進め、国際認証の再取得を目指します。	安心安全課 保健予防課
	まちかどコメンテーター事業	まちかどコメンテーターへのアンケート調査に、自殺対策に資する項目を加えて、アンケートの結果を自殺対策にも活用します。	市民協働課 保健予防課

大綱大項目番号4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(2) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成	自殺対策事業【再掲】	悩みを抱える人や自殺を考えている人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援や相談につなぎ、見守る役割を担う「ゲートキーパー」を育成するため、市民や職員、職能団体等、様々な分野においてゲートキーパー養成講座を実施します。	保健予防課
(5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	新任保健師育成支援事業	保健師の新任研修やオリエンテーションにおいて、自殺対策についての内容を盛り込みます。	保健政策課
(6) 介護支援専門員等に対する研修	介護保険相談員設置事業	介護保険相談員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	介護保険課
(7) 民生委員・児童委員等への研修	心をつなぐともしびグループ活動推進事業	ひとり暮らし高齢者等への声かけや見守りを行う「ともしびグループ」の登録ボランティアに対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	長寿支援課
	民生委員・児童委員指導事業	民生委員・児童委員の資質向上と幅広い知識習得のため実施する研修の中に、自殺対策についての内容を盛り込むとともに、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	地域福祉課 保健予防課
(10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成	—	市税の収納・納付督促で滞納者と接する機会のある納税嘱託員や市営住宅の訪問徴収業務等に携わる嘱託員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	納税課
	国民年金受付相談員経費	国民年金受付相談員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	国民年金課
	保健福祉総合相談・案内窓口事業	保健及び福祉に関する相談対応を行う職員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	健康総務課
	保育料等納入促進事業	滞納者の訪問を行う収納嘱託職員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	保育幼稚園課
	—	ケースワーカーや生活・就労支援センターかごしまの職員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	保護第一課
	—	新任ケースワーカーの研修において、自殺対策の内容を盛り込みます。	保護第一課 保健予防課
	市営住宅家賃滞納整理対策	市税の収納・納付督促で滞納者と接する機会のある納税嘱託員や市営住宅の訪問徴収業務等に携わる嘱託員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	住宅課
(12) 家族や知人等を含めた支援者への支援	精神保健福祉推進事業【再掲】	精神保健福祉ボランティア養成講座を開催し、こころの健康や自殺予防に関する知識の普及啓発を図ります。	保健予防課
	妊娠・出産包括支援事業	子育て世代包括支援センターにおいて、保健師、助産師や母子保健支援員等が妊娠、出産、子育て期までの切れ目ない支援を行います。	母子保健課
	家族介護講習会等開催事業	家族介護講習会等の開催を通じて、家族の介護負担の軽減を図ることにより、支援者(家族)への支援を行います。	長寿支援課
	認知症オレンジサポーター養成事業	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族の応援者である認知症サポーター及び認知症の人や家族を支えるボランティアである認知症等見守りメイトを養成します。併せて、認知症についての正しい知識や接し方の講義、介護家族等の不安や負担を軽減するための参加者の交流を内容とした認知症介護教室を実施します。	長寿あんしん課
	認知症オレンジプラン推進事業	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、同じ経験を持つ相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行うことにより、支援者(家族)の精神的負担の軽減を図ります。	長寿あんしん課

大綱大項目番号4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(12) 家族や知人等を含めた支援者への支援	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・対応に向けた支援を行います。	長寿あんしん課
	民生委員・児童委員見守り活動支援事業	支援が必要な地域住民の早期発見につなげるために、民生委員・児童委員の地域での見守り活動への支援を行います。	地域福祉課

大綱大項目番号5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	働く世代の健康づくり事業	「かごしま健康サポートブック」にメンタルヘルス対策を含む各種情報を掲載します。	保健政策課
	労政広報紙発行事業	労政広報紙「中小企業のひろば」を活用し、市や関係機関の職場環境改善等に係る取組について周知・啓発を行います。	雇用推進課
	かごしま市しごと情報ナビ	労働局やハローワーク、県など、さまざまな機関の仕事に関する情報をわかりやすく案内するポータルサイト「かごしま市しごと情報ナビ」において、労働に関する相談窓口等の案内を行います。	雇用推進課
(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備	お達者クラブ運営支援事業	高齢者がいきいきと生きがいを持って暮らせるよう、健康づくり推進員や保健師等が、地域の人々とともに活動する「お達者クラブ」を支援します。	保健予防課 各保健センター 各保健福祉課
	こころの健康教室【再掲】	心の病気に関することやストレス対応法などについて学ぶ「こころの健康教室」を実施します。	保健予防課 各保健センター
	市政出前トーク事業	職員が会場に出向き、講座の講師を務める「市政出前トーク」の中に、自殺予防や精神障害への正しい理解についてのテーマを設けます。	市民協働課 保健予防課
	地域ふれあい交流助成事業	地域において高齢者と小中学生等とのふれあい交流を図る事業を実施するものに対し、経費を助成することにより、高齢者の生きがいづくりを促進します。	長寿支援課
	すこやか子育て交流館管理運営事業費	親子が気軽につどい、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子どもの一時預かり、子育てに関する情報の発信や関係団体等との連携、情報の共有を行う等、子育て全般に関する専門的な支援を行います。	こども政策課
	親子つどいの広場運営事業		
	児童センター事業	児童や親子が気軽につどい、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子育てに関する情報の発信や関係団体等との連携、情報の共有を行う等、子育て全般に関する専門的な支援を行います。	こども政策課
	地域子育て支援センター事業	親子が気軽につどい、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子育てに関する情報の発信や関係団体等との連携、情報の共有を行う等、子育て全般に関する専門的な支援を行います。	こども政策課
	ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を実施することにより、子育てに関する負担の軽減を図ります。	こども政策課
	精神保健福祉交流センター管理運営事業	精神保健福祉交流センター（はーと・ぱーく）において、交流の場を提供するとともに、精神保健福祉に関する専門的な支援を行います。	保健予防課
	地域で介護予防を展開するための連携推進事業	住民主体の「通いの場」を設置し、交流の場や居場所を提供します。	保健予防課 各保健センター 各保健福祉課

大綱大項目番号5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(2)地域における心の健康づくり推進体制の整備	地域保健活動事業	地域全体の健康のレベルアップを図るために、市民との連絡会(地域づくり健康づくりを語る会)の開催や地域保健活動ボランティア合同研修会を開催するなど、地域組織との連携を図りながら地域保健活動を推進します。	保健予防課 各保健センター 各保健福祉課
	校区公民館活動推進	子どもたちが集える居場所機能、学習支援などを展開し、リスクを抱えた子どもたちを発見した際には、必要な支援につなげていくよう連携を行います。	生涯学習課
(3)学校における心の健康づくり推進体制の整備	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	青少年課
	教育相談の充実	不登校をはじめ様々な教育上の悩みのある児童生徒、保護者、教職員等に対して、面接や電話等による相談活動を実施します。	青少年課
	臨床心理相談員活用事業	いじめ問題や不登校等の専門性を必要とする教育相談など、児童生徒、保護者、教職員等の心のケアを図るために臨床心理相談員を活用してカウンセリング等を行います。	青少年課
(4)大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進	わが家の安心安全ガイドブック更新事業	「わが家の安心安全ガイドブック」に心のケアについて、こころの相談窓口の一覧を掲載するほか、自殺予防対策に関する情報の掲載を行います。	危機管理課 保健予防課

大綱大項目番号6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(1)精神科医療、保健、福祉等の各施策の運動性の向上	精神保健福祉推進事業【再掲】	医療、保健、福祉等の支援が必要な人に対し、関連のある施策等を案内し、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。	保健予防課
(5)子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	子どもすこやか安心ねっと事業	乳幼児健診等で発達に気配りのある児とその保護者に対し、児の発達確認や関わり方の助言・相談を行います。また、療育に関わる関係機関と連携をとり、適切に対応します。	母子保健課 各保健センター 各保健福祉課
(6)うつ等のスクリーニングの実施	こんにちは赤ちゃん事業	訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票により産婦のこころの健康状態の把握や産後うつの早期発見に努め、適切な支援につなぎます。	母子保健課 各保健センター 各保健福祉課
	新生児・妊産婦訪問指導事業		
	精神保健福祉推進事業【再掲】	うつ病などの精神的な病気、認知症、ひきこもり、アルコールやギャンブル・薬物などの依存症、こころの健康に関する相談に対応します。	保健予防課
(8)がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性疾患で療養中の児童及びその家族の日常生活上での不安や悩みの軽減を図るため、各関係機関との連携調整や福祉制度紹介、情報提供などを行います。	母子保健課
	難病患者地域支援事業	難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ることを目的として、要支援難病患者等に対し適切な在宅療養支援を実施します。	保健予防課
	緩和ケア	がん患者及びその家族等へ対する院内緩和ケアチームによるカンファレンスを実施します。また、患者同士が会話し、ふれあう場としてがん患者サロンを開催します。	市立病院

大綱大項目番号7 社会全体の自殺リスクを低下させる

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	市民相談事業	日常発生する市民のさまざまな悩み事に対して助言を行う市民相談員等による一般相談、専門家による法律相談、人権相談などを実施します。	市民相談センター
	消費生活相談員設置事業	消費生活上の相談を受け付け、解決のために必要な助言、あっせん等を行います。	消費生活センター
	保健福祉総合相談・案内窓口事業【再掲】	市民の福祉や利便性向上のため、保健及び福祉に関する相談や情報の提供等を行います。	健康総務課
	高齢者福祉相談員設置事業	ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図ります。	長寿支援課
	高齢者のしおり作成事業	高齢者の福祉保健サービスに関する施策及び健康づくりのポイントや、介護予防に資する基本的な知識などをわかりやすく掲載した「輝きライフ」に、様々な相談窓口情報を掲載し、高齢者に対する相談先情報の周知を図ります。	長寿支援課
	心をつなぐ訪問給食事業	定期的に安否の確認を必要とするひとり暮らし高齢者等の自宅に、デイサービスセンター等で調理された食事を届けることにより、孤独感の解消と安否確認を行います。	長寿支援課
	家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置します。	こども福祉課 谷山福祉課
	婦人相談員設置事業	女性の身上や生活の相談・助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談対応等を行い女性保護を図るため、婦人相談員を配置します。	こども福祉課 谷山福祉課
	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため母子・父子自立支援員を配置します。	こども福祉課 谷山福祉課
	鹿兒島市障害者基幹相談支援センター事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な相談支援の基幹となる相談支援センターを運営します。	障害福祉課
障害者相談支援事業	障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供をはじめ、助言、障害福祉サービスの利用支援、当事者相談(ピアカウンセリング)等の必要な支援を行います。緊急の支援が必要な障害者に対して、一時的な保護を行います。	障害福祉課 保健予防課	
地域生活支援拠点事業	24時間365日の緊急対応(相談、受入れ)や、施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対してグループホーム等において地域生活の体験の場を提供等を行うことにより、地域で生活する障害者の不安の解消を図り、障害者及び家族が安心して生活できるよう支援します。	障害福祉課	
自殺対策事業【再掲】	こころの悩みや生活、仕事の悩み等の相談窓口について、ポスターや無料相談窓口カードにより周知を行います。	保健予防課	
精神保健福祉推進事業【再掲】	うつ病などの精神的な病気、認知症、ひきこもり、アルコールやギャンブル・薬物などの依存症、こころの健康に関する相談に対応します。	保健予防課	
(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等	生活・就労支援センターかごしま	「生活・就労支援センターかごしま」を設置し、生活相談に加え、就労に関する相談をワンストップで行います。	保護第一課

大綱大項目番号7 社会全体の自殺リスクを低下させる

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(4) 経営者に対する 相談事業の実施等	金融相談	中小企業者に対する金融相談を行うとともに、中小企業融資制度の広報等により制度の利用促進を図るほか、県信用保証協会と取扱金融機関に融資あっせんを行います。	産業支援課
(10) 介護者への支援 の充実	家族介護講習会等開催事業【再掲】	家族介護講習会等の開催を通じて、家族の介護負担の軽減を図ることにより、支援者(家族)への支援を行います。	長寿支援課
	認知症オレンジサポーター養成事業【再掲】	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族の応援者である認知症サポーター及び認知症の人や家族を支えるボランティアである認知症等見守りメイトを養成します。併せて、認知症についての正しい知識や接し方の講義、介護家族等の不安や負担を軽減するための参加者の交流を内容とした認知症介護教室を実施します。	長寿あんしん課
	認知症オレンジプラン推進事業【再掲】	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、同じ経験を持つ相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行うことにより、支援者(家族)の精神的負担の軽減を図ります。	長寿あんしん課
	地域包括支援センター運営事業	高齢者の介護予防及び自立支援のため、地域包括支援センターにおいて保健師等が総合相談支援業務等を行う中で、必要に応じて各機関と連携しながら、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。	長寿あんしん課
(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	DV対策基本計画推進事業	DVの相談先を記したリーフレットの配布やパープルリボンツリーや街頭広報活動などの「パープルリボンキャンペーン」を実施するなど、DVの正しい理解と気付きを促進します。	男女共同参画推進課
	サンエールかごしま相談室(鹿児島市配偶者暴力相談支援センター)	ドメスティックバイオレンス(DV)を含む家庭や配偶者、パートナーとの悩みについて、女性の相談員による総合相談と、法律や心理についての専門相談、男性の相談員による男性相談を行ないます。また、配偶者や恋人からの暴力による被害者の支援の充実を図るため、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の自立に向けた支援を行います。	男女共同参画推進課
	児童虐待対策事業	虐待通告への早期対応や関係機関との情報共有、継続的な見守り活動を行います。	こども福祉課
	育児支援家庭訪問事業	出産後間もない時期の養育者で、子育てに対して不安等を抱える家庭や児童の心身の発達に関して諸問題を有している家庭に対し、助産師による専門的な家庭訪問支援や育児・家事等の援助を行うことにより、安定した児童の養育を図ります。	こども福祉課
	児童福祉扶助費(母子生活支援施設運営費)	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援します。	こども福祉課 谷山福祉課
	産前・産後サポート事業(ふれママ、ママのほっとスペース事業)	マタニティブルーや産後うつ病を早期発見し、育児不安の軽減や虐待防止を図るため、心理相談員等による個別カウンセリングやグループミーティングを行い、母親のメンタルサポートを行います。	母子保健課 各保健センター 各保健福祉課
(13) 生活困窮者への支援の充実	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生への学習支援を、教員OBや大学生等の協力により実施します。	保護第一課
	生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	保護第一課

大綱大項目番号7 社会全体の自殺リスクを低下させる

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(13)生活困窮者への支援の充実	生活・就労支援センターかごしま【再掲】	生活・就労支援センターかごしま内に設置したハローワーク窓口やシルバー人材センター窓口を通じて、就職を希望する生活困窮者等へワンストップでの支援を行います。	保護第一課
	生活困窮者自立支援事業(生活困窮者自立相談支援事業)	生活困窮者の自立促進を図るため、様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画を策定し、関係機関との調整などを行います。	保護第一課
	生活困窮者自立支援事業(生活困窮者住居確保給付金)	生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し、生活困窮者住居確保給付金を支給します。	保護第一課
	ホームレス巡回相談指導事業	ホームレスの人に対し、巡回相談等を行い、必要に応じて、総合相談窓口や生活保護等の申請、救護施設への入所及び健康診断の受診等について指導を行います。	地域福祉課
	子どもの未来応援事業	子どもの貧困対策を、庁内横断的に検討し、福祉分野だけに限らない取り組みを推進します。	こども福祉課
(14)ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等	児童扶養手当	父又は母がいないか、父又は母が重度の障害者である児童を監護している人(父又は母、父母に代わって養育している人)に支給します。	こども福祉課 各支所福祉担当課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が修学、疾病等により、一時的に介護が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、介護等(乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話などの生活援助及び子育て支援)を行い生活の安定を図ります。	こども福祉課 (市母子寡婦福祉会)
	ひとり親家庭等日常生活支援事業(ひとり親家庭等生活支援講習会事業)	育児や健康管理などについて学習する生活支援講習会を開催するとともに、個々のひとり親家庭等の相談に応じるなど、ひとり親家庭等の地域での生活を支援します。	こども福祉課 (市母子寡婦福祉会)
	母子・父子家庭等医療費助成制度	母子・父子家庭の方々の健康と福祉の増進を図るため保険診療による医療費の一部を助成をします。	こども福祉課 各支所福祉担当課
	母子・父子自立支援員設置事業【再掲】	ひとり親家庭等の相談を受け、自立に必要な情報提供や、求職活動などの支援を行います。	こども福祉課 谷山福祉課
	市民福祉手当(遺児等修学手当)支給事業	父母の一方又は両方がいない義務教育中の児童を養育する者に対し、当該児童の福祉の増進を図るため、市民福祉手当を支給します。	こども福祉課 各支所福祉担当課
	母子家庭等自立支援事業	就業支援講習会の実施や自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、ひとり親家庭等の就労活動を支援し、自立の促進を図ります。	こども福祉課 谷山福祉課
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。	こども福祉課 谷山福祉課
	(15)妊産婦への支援の充実	産前・産後サポート事業(ふれママ、ママのほっとスペース事業)【再掲】	マタニティブルーや産後うつ病を早期発見や育児不安の軽減などを図るため、心理相談員等による個別カウンセリングやグループミーティングを行い、母親のメンタルサポートの場を提供します。
こんにちは赤ちゃん事業【再掲】		乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつくよう支援します。	母子保健課 各保健センター 各保健福祉課

大綱大項目番号7 社会全体の自殺リスクを低下させる

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(15)妊産婦への支援の充実	育児支援事業	保健センターや公民館・福祉館等で育児についての相談や栄養・歯科相談を実施します。	母子保健課 各保健センター 各保健福祉課
	新生児・妊産婦訪問指導事業【再掲】	新生児・未熟児・妊産婦に対して個別に家庭訪問し、母子保健の指導を行います。また、育児不安を抱える母親、発達に気がある児に対し、必要に応じて個別に家庭訪問し、不安の解消を図り適切な保健指導を行います。	母子保健課 各保健センター 各保健福祉課
	母と子の健康教室事業	初めて子供をもつ母親とその家族を対象に、子どもの発達・しつけ・離乳食等について学ぶ育児「育児教室」を実施します。	母子保健課 各保健センター
(19)自殺対策に資する居場所づくりの推進	愛のふれあい会食事業	家に閉じこもりがちな高齢者とのふれあいを深める目的で、ボランティア団体等が会食を行うときに、デイサービスセンター等で調理した食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図ります。	長寿支援課

大綱大項目番号8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(3)医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化	自殺対策事業【再掲】	警察からの通報書や医療機関等からの連絡を受け、関係機関へ連絡し自殺未遂者の支援を行うとともに、県が行う自殺未遂者支援連携体制構築事業に基づき、支援体制の整備を行います。	保健予防課
	—	救急出場時、相談があった場合等に必要に応じて「鹿児島市無料相談窓口カード」を配布します。	消防局 保健予防課

大綱大項目番号9 遺された人への支援を充実する

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(3)遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等	自殺対策事業【再掲】	家族を亡くされ、辛く悲しくなった時、こころの相談に対応するとともに、市内にある相談窓口の案内を行います。また、自死遺族の分かち合いの会「こころ・つむぎの会」の案内を行います。	保健予防課
	—	死亡届時に配布する「死亡に伴う手続きのご案内」にこころの相談窓口情報を掲載します。	市民課 保健予防課

大綱大項目番号10 民間団体との連携を強化する

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(2)地域における連携体制の確立	自殺対策事業【再掲】	保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、行政機関で構成する自殺予防対策委員会を設置し、ともに共通認識を持ち、連携、協力して総合的な自殺対策を推進します。	安心安全課 保健予防課
	セーフコミュニティ推進事業【再掲】		
	地域福祉推進事業	地域において要支援者等の見守り活動を行う中で得た安否情報に関して、地域福祉支援員や地域福祉館職員による相談対応等や他機関へのつなぎ等を行います。	地域福祉課
	地域見守りサポート事業	様々な公的なサービスを受けていない一人暮らし高齢者等の情報を、市から民生委員に提供し、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。	長寿支援課
	地域包括支援センター運営事業【再掲】	高齢者の介護予防及び自立支援のため、地域包括支援センターにおいて保健師等が総合相談支援業務等を行う中で、必要に応じて各機関と連携しながら、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。	長寿あんしん課

大綱大項目番号10 民間団体との連携を強化する

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(2)地域における連携体制の確立	見守り活動における協力協定	協力事業者・市民生委員児童委員協議会・鹿児島市の三者間で協力協定を締結し、地域での高齢者や障害者等の見守り活動の充実を図ります。	地域福祉課

大綱大項目番号11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(1)いじめを苦にした子どもの自殺の予防	生徒指導の充実	いじめ防止への理解と認識を深める5月25日から6月25日までの1か月間を「いじめ防止啓発強調月間」として設定し、作品コンクールを実施するほか、啓発リーフレットを作成し、啓発に努めます。	青少年課
(2)学生・生徒等への支援の充実	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	スクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	青少年課
	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等を図るために、適応指導教室(フレンドシップ)を設置し、適応指導相談員によるカウンセリングや適応指導(学習指導も含む)を行うことで、学校復帰を支援します。	青少年課
	教育相談の充実【再掲】	不登校など様々な教育上の悩みのある児童生徒、保護者、教職員等に対して電話や面接による相談に対応するほか、いじめ相談電話カードを作成し、市内の小中学校、高校へ配布します。	青少年課
	臨床心理相談員活用事業【再掲】	適応指導教室に臨床心理士の資格を持つ臨床心理相談員を配置し、いじめ問題や不登校等の専門性を必要とする教育相談や心理検査、学校内外での事故に遭遇した際、児童生徒・保護者らに対してカウンセリングを行い心のケアを図ります。また、適応指導教室の通級生への人間関係づくりのサポートを行い学校復帰を支援します。	青少年課
(3)SOSの出し方に関する教育の推進	—	授業において、様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)の実施に向けた環境づくりを進めます。	青少年課 保健予防課

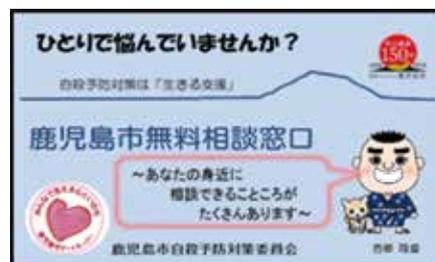
大綱大項目番号12 勤務問題による自殺対策を更に推進する

施策	事業、取組名	事業における取組	所管課
(1)長時間労働の是正	ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業	働きやすい職場づくりを進めるため、市内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図ります。	雇用推進課
(2)職場におけるメンタルヘルス対策の推進	働く世代の健康づくり事業【再掲】	「かごしま健康サポートブック」にメンタルヘルス対策を含む各種情報を掲載します。	保健政策課
	労政広報紙発行事業【再掲】	労政広報紙「中小企業のひろば」を活用し、市や関係機関の職場環境改善等に係る取組について周知・啓発を行います。	雇用推進課
	かごしま市しごと情報ナビ【再掲】	労働局やハローワーク、県など、さまざまな機関の仕事に関する情報をわかりやすく案内するポータルサイト「かごしま市しごと情報ナビ」において、労働に関する相談窓口等の案内を行います。	雇用推進課

資料3 相談窓口一覧(無料相談窓口カード掲載先)

庁内関係部署と地域の様々な関係団体で構成する「鹿児島市自殺予防対策委員会」(※委員会の構成メンバーについては、P29に掲載しています。)の取組の一つとして、「鹿児島市無料相談窓口カード」を作成し、庁内の関係各課や医療機関、銀行等に設置し、相談窓口の普及啓発に努めています。

「鹿児島市無料相談窓口カード」に掲載されている相談先は、次のとおりです。



内 容	相 談 機 関
こころの 健康の悩み	保健所精神保健福祉相談
	鹿児島いのちの電話
	鹿児島市精神保健福祉交流センター
	鹿児島県精神保健福祉センター
借金や生活・ 法律の悩み	鹿児島市消費生活センター
	生活・就労支援センターかごしま
	市民相談センター
	鹿児島県弁護士会
	鹿児島県司法書士会
	法テラス・サポートダイヤル
家庭や配偶者 パートナーとの悩み	子どもと女性の相談室
	サンエールかごしま相談室 [鹿児島市配偶者暴力相談支援センター]
介護や高齢者の悩み	鹿児島市介護保険課
	鹿児島シルバー 110 番
仕事や職場の悩み	ハローワークかごしま
	生活・就労支援センターかごしま
	鹿児島労働基準監督署
	鹿児島産業保健総合支援センター
ひきこもりや不登校 いじめのこと	教育委員会青少年課 教育相談室
	かごしま子ども・若者総合相談センター (ひきこもり地域支援センター)
その他	鹿児島県自殺予防情報センター

鹿児島市自殺対策計画

発行日 平成30年8月
発行 鹿児島市
編集 鹿児島市保健所 保健予防課
鹿児島市山下町11-1
TEL 099-803-6929
印刷 青葉印刷株式会社
鹿児島市武一丁目11-17
TEL 099-251-2144

